

第6号様式

随意契約について

公表年月日	令和8年5月1日
担当課	交通政策課

契約業者名・住所	株式会社ビシクレット・東京都港区新橋6-21-3
工事等の名称	松飛台駅第1自転車駐車場他4か所使用料徴収等業務委託
工事等の場所	(1)松飛台駅第1自転車駐車場 (松戸市紙敷1丁目4番地の14) (2)五香駅西口第3自転車駐車場 (松戸市常盤平5丁目29番地) (3)松戸駅東口第2自転車駐車場 (松戸市松戸1173番地の4) (4)東松戸駅東口第1自転車駐車場 (松戸市東松戸1丁目104番地) (5)松戸駅西口高架下自転車駐車場 (松戸市根本16番地の10)
種別	使用料徴収等
工事等期間	令和8年4月1日 から 令和9年3月31日 まで
契約金額	976,800円
工事等の概要	① 使用料の集金・納入、売上金集計・報告、長期滞留車両の報告・強制開錠等 ② 車両の駐輪、自転車駐車場の清掃など自転車駐車場管理業務
随意契約の理由	<p>当該業務は料金徴収および精算機の保守業務という性質上、契約相手方につきましては、下記の観点から上記事業者が最も適していると思慮されます。</p> <p>精算機器およびシステムを熟知しているため、他の事業者が当該業務を行うより費用面で有利になること。</p> <p>機器のトラブルが発生した場合や部品交換等が必要になった場合において、早急な対応が可能となること。</p> <p>以上の理由により、本業務は競争入札に適さず、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づき、随意契約とするものです。</p>

